

2023年10月27日 九州電力株式会社

玄海原子力発電所操業差止訴訟の第44回口頭弁論が行われました

一 玄海原子力発電所の安全上の余裕を主張 一

本件は、玄海原子力発電所 $1 \sim 4$ 号機の操業の差止等を求めて、当社と国を相手として第 1 次(2012年 1 月 31 日)から第 45 次(2023年 9 月 28 日)にわたり、提訴されたものです。

今回、当社は、第45次提訴に対する答弁書を提出し、第1~第44次分の答弁書 同様に請求の棄却を求めました。また、玄海原子力発電所は、十分な調査及び検 討により、地域特性を把握したうえで設計しており、地震及び津波についても、 最新知見を踏まえた評価や対策を講じることにより安全性を確認している旨の 主張を行いました。

併せて準備書面を提出し、当社は、玄海原子力発電所は、設備の重要度を考慮した上で、自然現象に起因する荷重や設計における計算条件の設定において保守的な評価を行うなど、十分安全側に余裕を持つよう設計されているため、原告らの主張には理由がない旨の主張を行いました。

今後とも、訴訟において、当社の主張を十分に尽くし、原子力発電所の安全性 等についてご理解いただけるよう、引き続き努力してまいります。

以上

